

# 令和8年度 小値賀町ふるさと留学生募集要項

## 1 募集概要

### —小値賀をあなたの第2のふるさとに—

人と島に学び、人と島と共に輝く留学生を募集します。

小値賀町は、長崎県五島列島の北端部に位置する外海離島で、小値賀本島を中心に大小17の島で構成される火山活動によって形成された群島です。

島には、コンビニやリゾート施設はありません。また、海が時化ると船が止まります。町民はそうした島特有の環境を受け入れながら、「あるもの」で助け合い、支え合うことで、小値賀らしい暮らしを続けています。

小値賀町では、平成20年度から「小中高一貫教育」をスタートし、「一人ひとりの夢の実現」に向け、「地域探究」を柱とした教育に校種間を超えて取り組んでいます。人口約2,100人、高齢化率が50%を超える小値賀町ですが、「子どもたちは小値賀の宝」をコンセプトに、学校・家庭・地域が協働しながら学習・生活面のサポート、指導を行っています。

小値賀町では、令和2年から「ふるさと留学」に取り組んでおり、令和7年度は、中学生3名、高校生1名を受け入れています。留学生たちは初めての島生活を、しま親やハウスマスター、地域の方々の協力を得ながら、元気に過ごしています。学校生活においては、先生方のきめ細かいサポートを受け、同級生や部活動の仲間たちと支え合いながら、それぞれの目標に向かって頑張っています。

小値賀町ふるさと留学では、小値賀町での島暮らしを体験することで人や島に学ぶことや、人や島とともに成長することで、感謝の気持ちや自立、共生、協調といった生きる力が育まれることを願っています。そんな小値賀の環境を学び、体験したいという積極性と挑戦心を持った児童・生徒を募集しています。





## 2 用語の定義

- (1) ふるさと留学：小値賀町外の児童・生徒を留学生として受入れ、留学生に島の子どもたちとの生活や島暮らしの体験を通して、小値賀町を第2のふるさととしての郷土愛を育み、豊かな人間形成に繋げる事業
- (2) 実親：ふるさと留学生の保護者にあたる者
- (3) コーディネーター：実親、ハウスマスター又はしま親と連絡を取り、留学生のケアを行う者
- (4) アドバイザー：ふるさと留学に携わるスタッフと留学生間のサポート役としての業務を行う者
- (5) しま親：協議会が委嘱する小値賀町内の受入れ保護者
- (6) しま親型留学：しま親宅にホームステイし、小値賀の生活を体験しながら生活を行う留学
- (7) 孫・親戚型留学：留学生が町内に在住する祖父母及び三親等内の親族の家にホームステイし、小値賀の生活を体験しながら生活を行う留学
- (8) サポート家族：しま親、孫・親戚型留学受入れ家族が事情により留学生を受入れることが出来ない期間、しま親、孫・親戚型留学受入れ家族に代わり留学生の受入れを行う家族
- (9) 入寮型留学：ちかまる寮に入寮し、島暮らしを体験しながら生活を行う留学
- (10) 小値賀町ふるさと留学施設「ちかまる寮」：入寮型留学生を受け入れる施設
- (11) ハウスマスター：寮生活において、保護者代理として留学生の教育指導・世話にあたるスタッフ

## 3 留学期間

留学の期間は、1年単位の更新制ですが継続希望できます。継続を希望する場合は、小値賀町ふるさと留学協議会（以下「協議会」という。）で審議を行います。

## 4 求める留学生像

- (1) 人との繋がりや、島の自然を通じた学び活動を積極的に体験しようとする心身ともに健康な児童・生徒
- (2) 感謝、自立・共生・協調の意識高揚、向上心と挑戦心を習得し、地域の一員になることを受け入れることが出来る児童・生徒
- (3) 小値賀町小中高一貫教育が目指す「一人ひとりの夢の実現」に向かって努力し、県立北松西高校への進学を見据えた進路設計が出来る児童・生徒

## 5 応募条件

(1) 対象学年は、下記のとおりとする。

入寮型留学：中学1年生から高校1年生までの生徒

しま親型留学：小学5年生から高校1年生までの児童生徒

孫・親戚型留学：小学5年生から高校1年生までの児童生徒

(2) 原則、親と離れても毎日学校に通えること。

(3) 令和7年度中に、短期体験に参加し、小値賀町の教育や暮らしを理解すること。

(4) 小値賀町の離島特有の生活環境について、実親及び留學生が理解すること。

(5) 留學生は住民票を小値賀町に移し、留学期間中は町民となること。

(6) 在学学校と小値賀小学校・小値賀中学校間における留學生の円滑な受入れを目的とした情報収集に承諾すること。

※申込書は虚偽なく、遺漏なく記入すること。

(7) 小値賀町の学校に通学している児童・生徒が小値賀町への継続した通学を強く希望していること。ただし、同居する親が転勤などのやむを得ない理由で転出しなければならない場合で、保護者の同意を得ていること。

※北松西高校の在校生の場合は、対象学年の条件は適用となりません。

## 6 受入体制

(1) 入寮型留学：小値賀町ふるさと留学施設「ちかまる寮（女子寮）」

〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷1460番地2

小値賀町ふるさと留学施設（男子寮）※セミナーハウス

〒857-4701 長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2003番地

(2) しま親型留学：しま親宅でのホームステイ

(3) 孫・親戚型留学：町内に在住する祖父母及び三親等内の親族の家にホームステイ

## 7 募集対象・人数

(1) 入寮型留学

【女子留學生】最大6名（令和7年度ふるさと留學生継続者含む）

【男子留學生】5～6名

※必ずしも6名を受け入れる訳ではありません。

(2) しま親型留学

1～2名（しま親の受入条件による）（令和7年度ふるさと留學生継続者含む）

※しま親状況により受入れが出来ないことがあります。

(3) 孫・親戚型留学

5名程度

## 8 審査・決定

留学の可否の審査は、協議会が行います。

- (1) 一次審査は、提出された書類を審査のうえ、合格者は二次審査を行います。
- (2) 二次審査は、原則として、本町で行い、審査員による留学生及び実親の面接を行います。
- (3) ふるさと留学の可否は、児童・生徒の心身の健康状況、学習状況、受入れ学校の状況、ちかまる寮（以下、「施設」という。）の状況、しま親の確保などを総合的に勘察し、協議会で審議のうえ、決定します。

## 9 契 約

### (1) 入寮型留学

実親と小値賀町長の二者で行い、協議会会長が立会人となります。また、契約事項を誠実に守ることとします。

### (2) しま親型留学、孫・親戚型留学

実親、しま親、孫留学受入れ家族、小値賀町長の三者で行い、協議会会長が立会人となります。また、契約事項を誠実に守ることとします。

《共通事項》 契約時、連帯保証人を1名たてていただく必要があります。

## 10 留学にかかる費用

### (1) 入寮型留学

預かり金 15,000 円

(月始めに口座残額が15,000円となるように入金の管理をお願いします。出金の管理はハウスマスターが行います。)

施設使用料（食費含む） 中学生：月額 50,000 円  
高校生：月額 60,000 円

### (2) しま親型留学

預かり金 15,000 円

(月始めに口座残額が15,000円となるように入金の管理をお願いします。出金の管理はしま親が行います。)

委託料（住居費・光熱水費・食費含む）

小学生：月額 40,000 円  
中学生：月額 50,000 円  
高校生：月額 60,000 円

### 《入寮型留学・しま親留学希望者》

- ・留学生の実親には、入寮型留学及びしま親型留学の月々にかかる費用（翌月分）を毎月25日までに納入していただきます。（初年度の4月請求分は4・5月の2ヶ月分となります。）
- ・学校給食が予定されている日において、不測の事態により学校給食が提供できず、寮及びしま親が弁当等を提供した場合は、1食400円を留学にかかる費用とともに納入していただきます。
- ・給食費、学校教材費の一部、医療費、学用品費、衣料費、遠足・旅行経費、部活動費及びその他児童・生徒にかかる経費や留学生のお小遣いは、実親負担となりますので必要に応じて預かり金で対応します。

※留学生名義の預かり金専用口座の開設をお願いします。

小値賀町取引金融機関：ゆうちょ銀行・十八親和銀行・JAバンク・JFバンク

※金融機関によっては取引の際に手数料がかかることがありますので、事前にご相談ください。

### (3) 孫・親戚型留学

児童生徒にかかる経費は、原則として実親、祖父母等の自己負担とします。

留学に係る経費の一部を留学支援補助金として、月額40,000円を支給します。

※2人目以降は10,000円となります。

### 《共通事項》

- ・留学生の事故等に対応するため、全国山村留学協会総合補償制度に加入していただきます。手続等は小値賀町で行いますが、保険料は実親負担（年額約27,000円）とし、留学にかかる費用とともに納入していただきます。
- ・小値賀町で行う体験にかかる費用については、小値賀町と参加留学生数に応じて按分し、留学にかかる費用とともに納入していただきます。
- ・夏季及び冬季休業中の帰省にかかる留学生本人の交通費については、年間2往復を上限に予算の範囲内で小値賀町が助成します。

・助成対象者	留学生本人
・助成の範囲	小値賀港から佐世保港・博多港間のフェリー料金及び、佐世保港・博多港から帰省地の最寄駅までのJR運賃 ※フェリー料金は、国境離島島民割引運賃とします。 ※JR運賃は、新幹線自由席利用で算定した額で、利用交通機関を問わず定額とします。
・助成回数	年間2回（夏季休業中1往復分・冬季休業中1往復分）
・助成金	町の予算の状況により決定します。 ※助成出来ない可能性もあります。

## 1.1 入寮型留学

- (1) 施設で共同生活し、ハウスマスターが常駐します。
- (2) ふるさと留学生に対し、平日2食※高校生は3食（学校登校日 中学生：学校給食、高校生：弁当）、学校休校日3食の食事と毎日の入浴の機会を提供します。
- (3) ハウスマスターは施設を、衛生的で快適な環境の提供に努めます。
- (4) ハウスマスターは、保護者代理となり、ふるさと留学生のメンタルケアを含めた生活指導及び実親・学校・教育委員会との連絡を行います。
- (5) 施設運営の調整と留学生への指導、実親への主な連絡・調整は、ハウスマスター及びふるさと留学コーディネーターが中心となって行います。
- (6) 留学生に病気又は事故が発生した場合は、ハウスマスターは事務局へ報告を行い、連携して適切な処置を行うこととします。また、実親へ直ちに病気又は事故の内容を報告し、指示を受けると共に、協議会へ経過を報告します。
- (7) 学校の夏季及び冬季休業期間は、施設の休館期間を設定します。
- (8) 留学生は、施設の休館期間は、原則帰省するものとしませんが、やむを得ず、滞在しようとする場合は、実親と教育委員会が協議し決定します。
- (9) 実家までの帰省については、原則、実親又は実親に委任を受けた者が引率することとします。
- (10) ハウスマスターは、少なくとも週に1回は実親と連絡を取り留学生の報告をします。

## 1.2 しま親型留学

- (1) しま親は、留学生を家族の一員として、他の家族と区別することなく接し、深い理解と愛情をもって、心身の健全な成長を願い、養育にあたります。
- (2) しま親は、学校運営に対し、実親と同様の立場で参加します。また、しま親は実親との連絡を少なくとも週に1度行い、留学生に対し適切な対応に心掛けます。
- (3) 留学生に病気又は事故が発生した場合は、しま親は事務局へ報告を行い、連携して適切な処置を行うこととします。また、実親へ直ちに病気又は事故の内容を報告し、指示を受けると共に、協議会へ経過を報告します。
- (4) 留学生は、学校の夏季及び冬季休業期間は原則帰省するものとしませんが、やむを得ず、滞在しようとする場合は、実親としま親が協議して決定します。
- (5) 実家までの帰省については、原則、実親又は実親に委任を受けた者が引率することとします。

### 13 解 約

- 1 実親又はしま親の家庭及び孫留学受入れ家族の事情などにより、解約希望が生じたときは、協議会が決定することになります。
- 2 次の事項に該当する場合は、協議会で審議のうえ、契約を解約することになります。これに対し、実親は異議を唱えることはできません。
  - (1) 留学生の問題行動により、指導監督が困難であると判断したとき。
  - (2) 留学にかかる費用の不納及び契約違反が生じたとき。
  - (3) 申込書及び契約書に虚偽又は重大な遺漏が発覚したとき。
  - (4) 学校生活・寮生活・しま親・孫留学受入れ家族宅での生活に不応が発生し、指導を受けても改善されないとき。
  - (5) その他、留学生として相応しくないと判断したとき。

### 14 注意事項

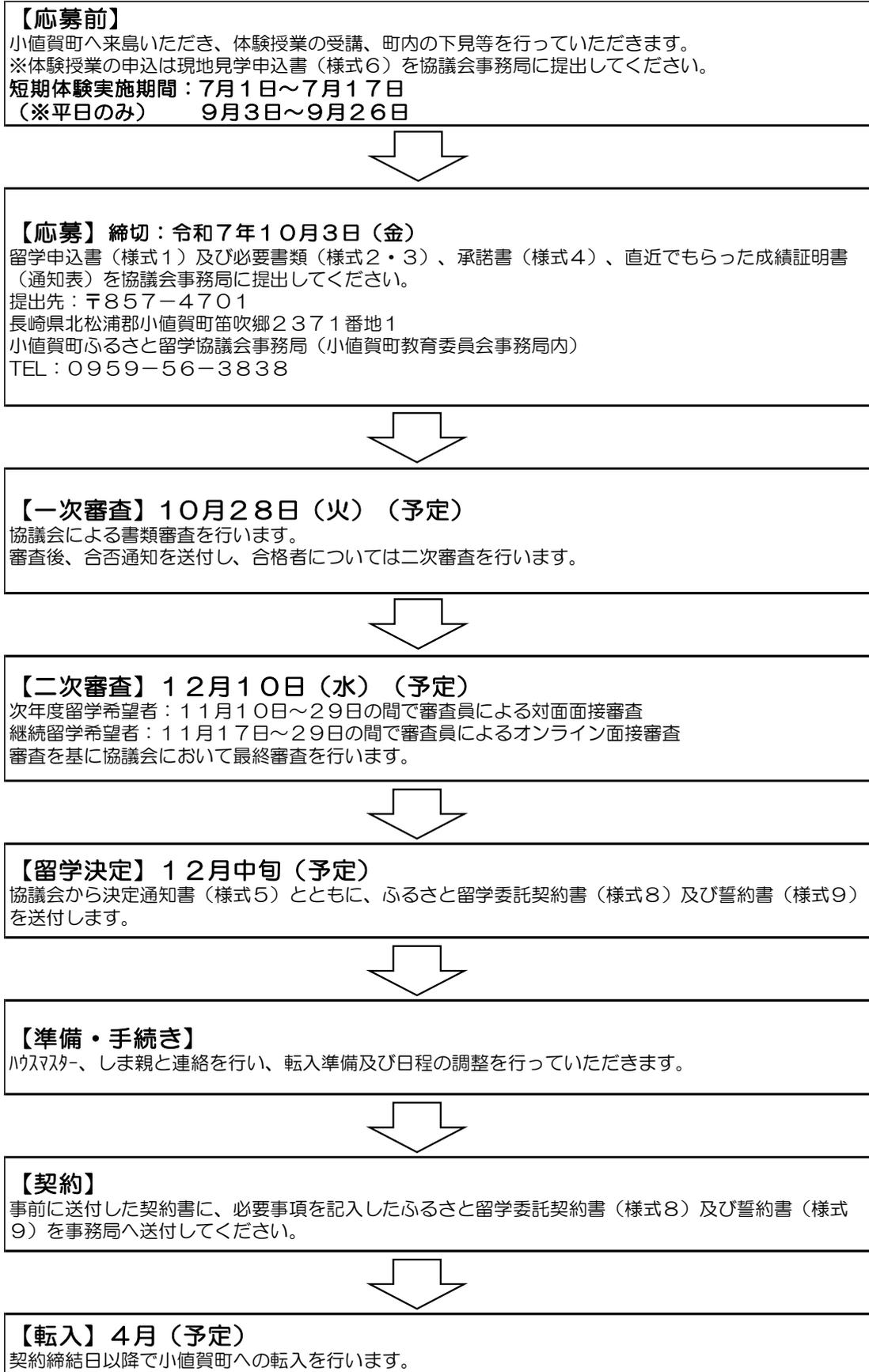
- (1) 健康保険証・母子手帳を必ず持参してください。  
※国保の場合はお住まいの役所で手続きが必要です。
- (2) 寝具等、日常生活に必要なものは事前に必ず相談し、必要に応じて持参してください。
- (3) 携帯電話・パソコン等の情報端末機器の持ち込み及び使用については、協議会が別に定めます。
- (4) 小値賀中学校から北松西高等学校へ進学する際は、長崎県の入試（長崎県公立高等学校入学生選抜）があります。

### 15 その他

- (1) 長崎県立北松西高等学校を受検するには、町内の保証人が必要となります。  
※入寮型留学は小値賀町長、しま親型留学はしま親が保証人になります。
- (2) この要項及び小値賀町ふるさと留学制度実施要綱に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、実親、ハウスマスター又はしま親、孫・親戚型留学受入れ家族、協議会で協議のうえ、対処することとします。

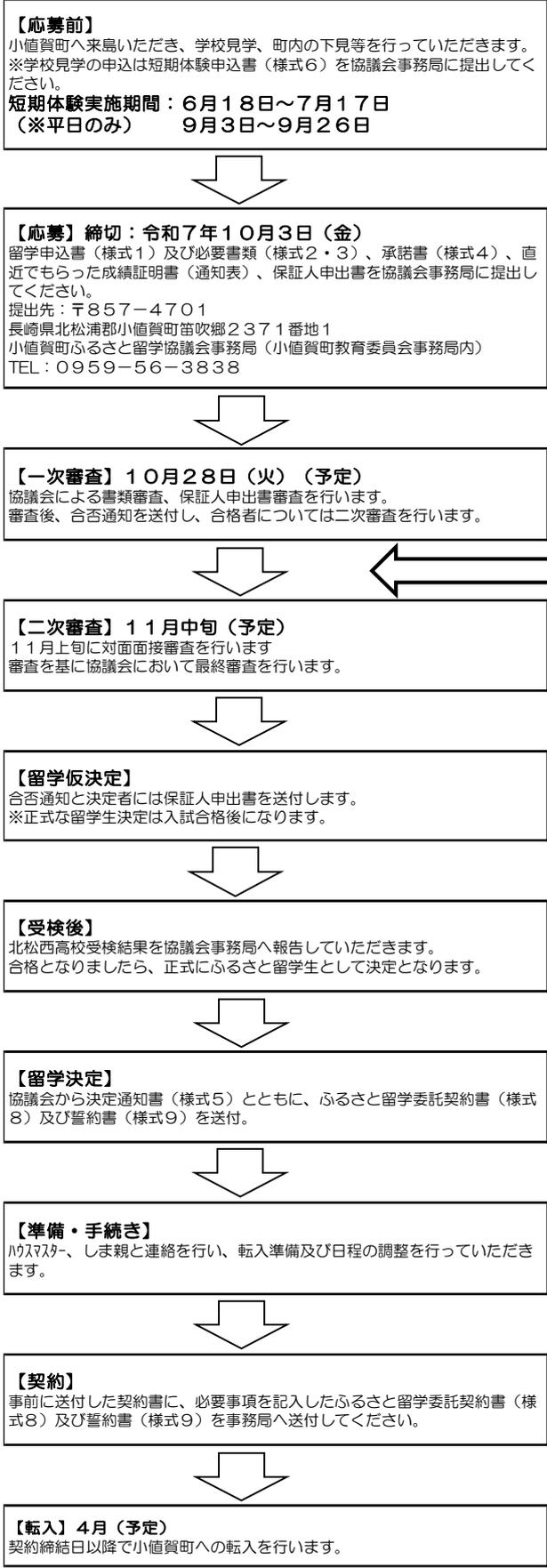
## 留学までの手順

- ・小値賀町立小値賀小学校及び小値賀中学校の場合



・長崎県立北松西高等学校の場合

ふるさと留学に関する事項



受検に関する事項

